

宗教組織による対人援助と国家の関与 — アメリカの法制度と実践の検討 —

常 森 裕 介

はじめに一問題の所在

近年、社会保障制度の中で、地域を基盤とした対人援助を拡充する流れが定着して久しい¹⁾。地域を基盤とした対人援助では、各地域に存在する多様な担い手が、国家に代わり、財やサービスを提供することが期待される。その際、国家の役割を代替するだけでなく、各組織が、各自の理念に基づく援助を実施することもまた重要である。ただし、国家により補助や規制を受ける領域と、私的な援助として行われる領域は、截然と区別できるものではない。

例えば、被援助者の個別性や多様性が強く反映される、あるいは、ニーズを生じさせる原因が複雑かつ広範で、被援助者の人格や生活全体を対象とせざるを得ないタイプの対人援助では、国家が提供すべき援助を、制度の枠内で代替するだけでなく、各担い手の理念や特徴を反映する方が、効果的な場合もある。孤独や孤立への対策は、その典型的な例である。被援助者の人格を含む生活全体、あるいは社会的な状況（孤独・孤立）に対応するためには、被援助者の精神面に関与する必要がある。被援助者の精神面への関わり方は、例えば、ソーシャルワークの方法論において、一定の蓄積がみられるものの、専門家によるアプローチのみが有効なわけではない。また、前述のように、多様な担い手を想定する場合、専門家以外の援助者が中心となることも想定される。

1) 日本の動向については、例えば第12回社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会『『地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会』(地域共生社会推進検討会)の検討状況について』(2019年)を参照。

<https://www.mhlw.go.jp/content/12601000/000572709.pdf> (2021年8月24日アクセス)

本稿は、宗教組織による対人援助を検討対象として、被援助者の内面に関わる支援がどのように行われ、そこにどのような法的問題が生じうるのかを探る²⁾。宗教組織による対人援助は、援助と布教の二つの目的をもち、財やサービスの提供と、信仰へ目覚めさせるための働きかけが組み合わさって提供される。宗教組織による対人援助について考察することは、被援助者の内面に関与する援助の目的、方法、倫理等について、有益な示唆を与えてくれる。

対人援助における宗教組織の役割を法学の観点から討する際、従来は、宗教の自由や国家による財政的援助の制約など、宗教組織と国家の間の緊張関係に着目することが多かったように思われる。国家の関与に一定の制約をかけることは重要ではあるものの、対人援助を通じて、宗教が、被援助者の生活をどのように変化させ、また、地域も含め、被援助者が生活する環境全体にどのような影響を及ぼすのかという点は、国家と宗教組織の関係にのみ着目したのでは、十分明らかにならない部分もある。本稿では、宗教組織と国家をめぐる論点をふまえて、援助者（宗教者）と被援助者個人の一对一の関係と、宗教組織や宗教コミュニティと被援助者個人の関係といったように、局面を区別して分析することで、被援助者の内面と生活がどのように変化し、援助者たる宗教組織との関係において、どのような法的問題が生じうるのかを検討する。

例えば、後述するように、アメリカでは、貧困世帯の支援を実施する宗教組織が存在し、食料の配布や就労支援を受ける貧困者の一部が、布教を通じ、当該宗

2) 宗教的基盤をもつ組織の態様は多様であるため、本稿では、FBO (Faith-Based Organization) と呼称されるものを「宗教組織」と表記する。なお、FBO は一般的に用いられる概念であり、欧米では FBO による福祉活動が盛んで、地域福祉や公共政策の一端を担っていることから、FBO の研究も盛んに行われておりと説明される（白波瀬達也『宗教の社会貢献を問い直す ホームレス支援の現場から』（ナカニシヤ出版、2015 年）4 頁。また、本稿では、ソーシャルワークと中心的な内容を共有するものとして「対人援助」の語を用いるものの、後述するように、ソーシャルワークは、専門性に一つの特徴がある。本稿における「対人援助」は、宗教組織のように非専門家も担い手となる援助も含む。例えば、ソーシャルワークの中心となる価値観として、サービス、社会正義、人間の尊厳と価値、人間関係の重要性、誠実性、コンピテンスを挙げる見方（エドワード・R・カンダ＝レオラ・ディラッド・ファーマン（木原活信＝中川吉晴＝藤井美和監訳）『ソーシャルワークにおけるスピリチュアリティとは何か 人間の根源性にもとづく援助の核心』（ミネルヴァ書房、2014 年）47 頁は、専門家を念頭に置いたものであるが、本稿における「対人援助」にも当てはまる。

教組織に入信する可能性もある。当該宗教組織が、国家からの補助を受けずに、私的な慈善として、対人援助や布教を行っている場合、信仰を得るかどうかは、被援助者の選択に委ねられており、特に強要行為などが無い限り、法的な問題を生じさせることはない。これに対し、上記の活動が、国家による補助の下実施されていた場合、食料配布や就労支援と布教を、時間的、空間的に区別することが求められる場合もある。

しかし、上記のような整理は、宗教組織による、宗教活動とそれ以外の活動を法令上区別するための一般論にすぎない。宗教組織による貧困者支援がもつ特有の意味や機能といったものは、考慮されておらず、宗教的活動は、対人援助において、常に抑制されるべきものとなる。だが、前述のように、精神面を重視する対人援助では、宗教的色彩や手法が援助の効果を高めることもある。国家が対人援助の多くを民間に委ね、特に宗教組織を積極的に活用する場合、福祉的対人援助において、宗教組織と宗教組織特有の手法が、どのような役割を果たすのか検討する必要があるといえるだろう。

本稿は、福祉における宗教組織の役割を検討する素材として、アメリカの法制度と実践を取り扱う。日本と比較した時、アメリカは、何らかの宗教組織に属したり、宗教活動に参加する国民が多く、宗教が身近に存在している。また、宗教組織が対人援助を大規模に展開しており、その内容も多様である。そのため、アメリカの制度と実践は、豊富な事例と、有益なモデルを与えてくれる。

Iでは、アメリカにおける国家と宗教の関わりについて、判例法理、政策の変遷を概観し、国家と宗教をめぐる議論の蓄積を整理する。IIでは、宗教組織による対人援助の特徴を説明したうえで、宗教組織が対人援助を担うことの意味を考察するため、宗教・スピリチュアリティを導入したソーシャルワークの方法論を検討する。IIIでは、Iでの国家と宗教をめぐる議論をふまえたうえで、IIの知見を活かし、国家が関与しない領域も含め、宗教組織による対人援助について、どのような法的論点を設定できるか、検討する。

I アメリカにおける宗教組織と対人援助の位置づけ

本章では、アメリカにおける宗教組織の現状と、国家と宗教の関係をめぐる議

論について、特に対人援助と関わる部分を中心に概観する。アメリカにおける国家と宗教をめぐる議論は、修正1条に基づく判例法理だけでも数多存在し、一方、本稿の目的は、判例の整理ではなく、対人援助に関わる法的論点を、主として立法政策の観点から検討することにあるため、ここでは、個別の判例に言及するのではなく、判例法理に関する先行研究を参照し、そこで析出された論点そのものに着目する。そのうえで、国家と宗教の関係をめぐる議論だけでは、検討できない領域があることを示す。

1. アメリカと宗教

アメリカの宗教組織は、多様で、各宗派の特性や分布を概観するのは容易ではない。ただし、本稿との関係で重要なのは、宗教組織の離合集散や政治的勢力との結びつきの有無が、世俗と距離をとることが宗教的信念に適うという考え方や、積極的に社会を変える活動を実施することが、宗教的信念の達成に近づくという考え方の対立ないし妥協によって決まっていた面があるということである。同じ宗派の中でも、保守とリベラルに分裂する、あるいは、福音派が、新福音派や福音派左派に分裂した現象の背景には、聖書に対する解釈や教義の違いだけでなく、貧困や差別といった社会問題に対して、宗教組織が積極的に関与すべきか否かという論点に関わる対立があった³⁾。宗教と対人援助が、各宗派の中で、どのように結びついているかは自明ではないものの、例えば、宗教性の高い人は、宗教性の低い人と比較し、寛大であり、宗教組織だけでなく、世俗的な組織のためのボランティア活動にも熱心に参加し、コミュニティや市民生活への関与も強いこと、寛大さやコミュニティへの関与は、宗派の相違によって特徴づけられないことが指摘される⁴⁾。

つまり、アメリカにおける宗教と対人援助の関係を考えるにあたっては、宗派

3) 堀内一史『アメリカと宗教 保守化と政治化のゆくえ』（中央公論新社、2010年）86-89頁、109-127頁。

4) ロバート・Dパットナム＝デヴィッド・E・キャンベル（柴内康文訳）『アメリカの恩寵 宗教は社会をいかに分かち、結びつけるのか』（柏書房、2019年）442-455頁。「宗教性」とは同書が指定する基準であり、「宗教的であるさまざまなあり方を、行動と信念の両方を含む形で捉える一連の質問で測定することができる」という考え方にに基づき、いくつもの質問に対する回答から構成された単一の尺度である（同24-25頁）。

の多様性に基づく人間観や国家観、対人援助に対する考え方の相違があることをふまえつつ、宗派の違いを超えて、信仰をもつ人々が共有する、価値観や生活習慣が存在することを前提とする必要がある⁵⁾。

2. アメリカにおける宗教と対人援助—沿革

アメリカにおいて、宗教組織は、建国期から、対人援助を積極的に行ってきた。例えば、バージニア州リッチモンドでは、独立戦争を契機として、イングランド国教会及びその教区を通じた統治が終わり、州法により、信教の自由が保障されることとなった。また、人口の増加や移民の流入を背景に、貧困者等への援助が活発化した。援助を提供する責任が、教区から地方政府へ移った後、様々な宗教組織が、貧困者の支援を本格的に開始する。加えて、国家や宗教組織とは別個の、慈善組織による活動も生まれる。その後、南北戦争や、いわゆる大覚醒等を経て、対人援助の提供において、地方政府と宗教組織は、分離していった一方、宗教組織や信徒と地方政府、女性を中心とする福祉活動等が混ざり合うように援助を提供する中で生じた援助の仕組みは、現在に引き継がれている⁶⁾。

第二次大戦前後から、宗教組織は、福祉国家との関係を問われるようになっていった。社会保障制度の創設を含むニューディール政策に対して、これを支持するリベラル派と支持しない保守派で立場が分かれただけでなく、キリスト教会連合協議会のように、宗派を超えて、リベラル派が結集する契機ともなった。加えて、1960年代の公民権運動をめぐって、保守派とリベラル派の対立は深く、複雑なものとなっていく⁷⁾。各宗派が、福祉国家や、国家が法制度を通じて実現しようとする社会正義や社会改善に対する態度を問われる一方、国家が、社会福祉政策において、宗教組織を活用する動きも活発化する。

5) 「アメリカにおける宗教は多様であり、国教会が無いというだけでなく、歴史的・数字的に優位な宗教や教会があったとして、それに服従することが誰も強制されない」一方、多くの人々が信仰を有し、様々な宗派が併存している。築山欣央「教材貸与と政教分離—The Story of Meek v. Pittenger, 421 U.S. 349 (1975)」大沢秀介＝大林啓吾編著『アメリカ憲法叢書2 アメリカ憲法と公教育』(成文堂、2017年) 119頁。

6) F. Ellen Netting & Mary Katherine O'Connor, *The Intersectionality of Religion and Social Welfare: Historical Development of Richmond's Nonprofit Health and Human Services* (2016) in RELIGION, WELFARE AND SOCIAL SERVICE PROVISION COMMON GROUND, 39-43 (JAY POOLE & BOB WINEBURG ed., 2019).

そして、レーガン政権以降、保守的なキリスト教福音派が、共和党政権誕生の原動力の一つとなったこともあり、政治と宗教の距離が近づいていく⁸⁾。また、福祉サービスの実施を民間委託する動きが広がり、従来から様々な形で、低所得者等への支援を行っていた宗教組織は、政府から事業を受託し、補助を受け、福祉を担う立場を期待されるようになった⁹⁾。他方で、後述するように、判例法の形成を通じて、政教分離の原則が確立することで、福祉や教育に対する政府の補助には、一定の制約が課される。その中で、注目されたのが、Charitable Choice (慈善的選択) と呼ばれる条項である。

3. Charitable Choice 条項

Charitable Choice 条項は、1996 年福祉改革において、個人責任と就労機会調整法 (Personal Responsibility and Work Opportunity Reconciliation Act)¹⁰⁾に盛り込まれた条文の一つで、一定の制約を設けたうえで、宗教組織に対する連邦政府や州政府からの補助を容易にするものである。1996 年福祉改革は、低所得世帯への一時的扶助 (Temporary Assistance for Needy Families TANF) を創設するなど、貧困政策を中心とする、多様な制度改正を含むものであり、その中には、連邦政府から州政府や地方政府への権限移譲、福祉サービスの実施における民間委託の推進といった内容も含まれていた¹¹⁾。

Charitable Choice 条項は、宗教組織の宗教的性格を損なうことなく、同時に、

7) 堀内・前掲注 (3) 84-87, 101-102 頁。「リベラル派は、リベラルな政治こそが自分たちの目標を達成する手段、つまりは地上の『神の国』実現に力を貸してくれると考えた。そして、政府が統制する市場経済と福祉国家を受け容れた」(同 89 頁)。「保守派という言葉には従来、信仰を深める必要性から、人種差別・隔離といった世俗社会の規範や政府の政策を支持するという意味があった。しかし、公民権運動以降、過激化する運動への積極参加を推進することの是非を問う人びとが、保守派と呼ばれるようになっていった。リベラル派は従来、社会の改善によって神の国の到来を早める現世改革力を持つ人びととされてきた。だが、公民権運動以降、人種差別・隔離という現実的な社会問題を迅速に解決するために運動に積極的に参加する人びとが、神学的傾向とは関わりなく、リベラル派と見なされるようになっていった」(同 102 頁)。

8) レーガンと福音派の関係については、堀内・前掲注 (3) 179 頁以下。

9) 溜箭将之「スクール・バウチャー制と政教分離原則—The Story of Zelman V. Simmons-Harris, 536 U.S. 639 (2002)」大沢ほか・前掲注 (5) 213 頁以下。

10) P. L. 104-193.

被援助者の信教の自由を侵害することなく、宗教組織が州と契約するあるいは、補助等を受けることを許容するための条文であり、TANF 等、1996 年福祉改革で対象となった多様な福祉サービスが対象となる。Charitable Choice 条項は、宗教組織に対する制約を緩和する一方、被援助者については、宗教的信念に基づく差別的取扱いを受けることがないように歯止めをかけている。これは、対人援助を提供する宗教組織側の独立性や自律的な運営を重視したものだと評価される¹²⁾。Charitable Choice 条項は、宗教組織が対人援助を行う際、援助や活動の中に、宗教的価値観が含まれているにも関わらず、宗教的徴表を使用することができな

11) 1996 年福祉改革における分権化と民間委託の推進について、根岸教宏『アメリカの福祉改革』(日本経済評論社、2006 年) 146-152 頁、木下武徳『アメリカ福祉の民間化』(日本経済評論社、2007 年) 29-34 頁。

12) Charitable Choice 条項の概要について、Ram A. Cnaan & Stephanie C. Boddie, *Charitable Choice and Faith-Based Welfare: A Call for Social Work*, Social Work, Volume 47, Issue 3, 224-226 (2002) http://repository.upenn.edu/spp_papers/6、木下・前掲注 (11) 54-56 頁。これら先行研究をふまえたうえで、Charitable Choice 条項 (42 USC 604a) の条文に即して、宗教組織に対する便宜と制約を、整理すると次のようになる。第 1 に、宗教組織に対しては、契約の対象あるいはバウチャー等の対象とし (同 (a))、他の政府系でない団体と同等に扱い、かつ組織の宗教的性格を毀損せず (同 (b))、宗教的性格に基づき差別しない (同 (c))。また、宗教的信念の定義、発展、実践、表現について、連邦政府や州政府等からの独立を保持することを認め、内部的統制に関する変更や、宗教的なシンボル等の除去を求められることはない (同 (d))。これらは、宗教組織に利益を与え、かつ、宗教組織に対する法的制約を緩和するものだと見える。第 2 に、受益者 (支援を受ける者) については、サービスを受ける団体の宗教的性格に異議がある場合、州は、異議申し立てから合理的な期間内に、その者が、アクセス可能で、受けるはずだった支援に劣らない内容の、代替的支援を提供することになっている (同 (e))。また、受益者の宗教の自由を侵害することなく、契約等が行われることも、制度の目的として記されている (同 (b))。これは、被援助者の宗教の自由を保障する規定であるとともに、宗教組織に対する制約としても機能する内容だといえる。第 3 に、その他、プログラムが修正 1 条に適合的であることを規定し (同 (c))、宗教組織に直接支払われる補助金が、宗教的礼拝、宗教教育、布教に使われることを禁止している (同 (j)) ことも、宗教組織に対する制約だといえる。なお雇用に関する規制については、宗教団体が、世俗的な非営利活動も含めて、活動遂行に伴い、特定の宗教をもつ者を雇用する場合、公民権法に基づく差別禁止規定の適用が除外されているところ (中窪裕也『アメリカ法ベーシックス 2 アメリカ労働法 [第 2 版]』(弘文堂、2010 年) 227-228 頁)、Charitable Choice 条項に基づく活動への参加、補助金の受給等によって、この適用除外が影響を受けることはないと考えた (同 (f))。

いといった制約を緩和するものであり¹³⁾、対人援助において、宗教組織が補助を受ける場合の、政教分離の原則に基づく形式的な枷を取り払う意味をもっていたといえる。

1996年福祉改革以後、Charitable Choiceの適用拡大を意図した法案が、複数提出され、ブッシュ政権下での、「宗教及び地域イニシアティブ」(Faith-Based and Community Initiatives)へとつながっていく¹⁴⁾。宗教及び地域イニシアティブは、ホワイトハウスが主導し、様々な福祉活動について、宗教組織の参入を積極的に促すものであった。この政策を通じた資金の交付の不透明さや、恣意的な審査に対して、批判も集まった¹⁵⁾。これら政教分離の原則を緩和し、宗教組織が対人援助に参入する際の障壁を除去しようとする試みに対しては、国家と宗教という大局的な観点からの検討と同時に、被援助者の視点から、宗教組織が対人援助を行うことに、どのような意味があるのかというマイクロなレベルでの検討も必要となる。

4. 政教分離に対する司法の判断と政府による補助の限界

前述のとおり、アメリカでは、植民地時代から、宗教組織が対人援助の提供において、重要な役割を果たし、Charitable Choice条項に表れているように、国家が、対人援助を提供する際、宗教組織を積極的に活用するための制度が整備されてきた。これに対し、連邦最高裁等で蓄積された判例法理は、福祉や教育の場面における、国家と宗教の関わりに一定の制約を課してきた。修正1条に関わる判例法理や、政教分離のルールに関する研究は多く存在するため、ここでは、それらの知見を参照しつつ、本稿の関心である、対人援助において、宗教組織が積極的な役割を果たすためにはどのような制度枠組みを想定し得るかという観点

13) Jo Anne Schneider, *Envisioning Religiously Diverse Partnership Systems among Government, Faith Communities and FBOs* (2016), 93 (POOLE et. al, *supra* note 6).

14) Charitable Choice条項制定以降の政策について、Cnaan et. al, *supra* note 12, at 225. 木下・前掲注(11) 56-63頁。

15) 宗教=地域イニシアティブの詳細について、堀内一史『分裂するアメリカ社会 その宗教と国民的統合をめぐる』(麗澤大学出版会、2005年) 206頁以下、溜箭・前掲注(9) 214-215頁、堀内・前掲注(3) 209頁。

から、修正1条に関わる議論を再整理する。

合衆国憲法修正1条は「連邦議会は、国教の樹立を助長し、もしくは、宗教の自由な活動を禁止し、または、言論、および、出版の自由、ならびに、平穏に集会する国民の権利、ならびに、苦痛の救済に対して政府に請願する権利を制約する法律を制定してはならない」¹⁶⁾と定める。修正1条は、言論の自由を含めて、様々な内容を含む条文であるが、宗教に関わる部分では、国教樹立禁止に関わる文言と、宗教の自由を保障する文言から成る。この二つの文言をどのように理解するかが、重要な論点であるものの、判例法理では、必ずしも両者の関係が明示的に判断されてこなかったことが指摘される¹⁷⁾。

修正1条をめぐる事例には、様々な類型があるものの、前述した Charitable Choice 条項に代表されるような、国家が、宗教組織が行う活動に対し、財政的補助を行うことの整合性が問われる局面が、本稿にとって重要だといえる¹⁸⁾。

修正1条違反の有無を判断する代表的な基準として、いわゆるレモン・テストを挙げることができる。レモン・テストは、当該法令の目的、当該法令が宗教を助長あるいは抑圧する効果をもつか、当該法令により政府が宗教と過度な関わり合いをもつことになるか、という三つの要素について判断するものである。その他にも、レモン・テストをふまえたうえで、政府が宗教を是認（否認）することになるかという点に着目する基準、問題となる宗教的行為が強制を伴うものであるかを重視する基準、補助金等の仕組みが宗教に対して中立的であるかという点に着目するものなど、基準の幅やその変化を確認できる¹⁹⁾。これらの判例法理は、立法政策の枠組みの一つとなる一方、政府による宗教組織への援助が、どのようにあるべきか、という点について、直接的な指針となるものではない。そのため、ここでは、国家と宗教組織の関わり方、それを規律する法令の整備につい

16) 北脇敏一＝山岡永知編訳『新版・対訳アメリカ合衆国憲法』（国際書院、2002年）61頁。

17) 樋口範雄『アメリカ法ベーシックス10 アメリカ憲法〔第2版〕』（弘文堂、2021年）524-526,540-541,548-550頁。

18) ブッシュ政権以降の宗教組織を活用する政策的流れの中で生じた事例を紹介したものとして、溜箭・前掲注(9)215-218頁。

19) 門田孝「政教分離原則の検討枠組に関する一考察—合衆国連邦最高裁判例解説の試みと併せて」法政論集230号(2009年)279-294頁。

て、どのような法的論点が考え得るのか、福祉や教育を受ける個人の側に着目して、整理する。

第1に、政府による援助が、宗教的教化にむすびつくかという点を判断する際、個人の私的な選択を介していれば、教化に結びつかないという考え方である。ここでいう個人の選択は、政府から宗教組織を基盤とする学校等に、補助金が直接支払われるわけではない、という間接性と、サービスを受ける者は、自由にサービス提供者を選択することが可能で、補助金の形態によって、選択の自由が制約されないという考え方に支えられている²⁰⁾。この基準は、国家と補助を受ける宗教組織の関係を評価するために用いられるものであるが、個人の選択それ自体が、国家からも宗教組織からも、独立して行われ得ることを想定している。

第2に、前述したように、福祉や教育の場で行われる個々の行為が、援助やサービスを受ける者に対し、当該行為を強制することになっていないかというものである。これは、宗教的行為（例えば祈禱）が、国家（公立学校）によって、強制され得る場面で問題となる²¹⁾。強制の有無を問う基準は、対人援助において、サービス提供者を選択する場面だけでなく、個々の援助の性格や手法が問題なることを示している。

第3に、福祉や教育を受ける場の性格をどのように評価するかという点である。例えば、十戒が問題となった事例では、十戒の掲示が、学校という場でのように影響するかという点が問われた²²⁾。宗教組織による対人援助を考える際にも、宗教活動が形成する場に注目することが重要である。修正1条をめぐる裁判例では、国家と宗教組織の関係に焦点が当てられることが多いが、宗教＝地域イニシアティブの中心を成す、宗教組織による対人援助では、宗教組織の基盤となる宗教コミュニティ（Faith Community）が重要な役割を担う。宗教コミュニティと宗教組織は、相互依存的な関係にあり、宗教組織が対人援助を行う際にも、宗教コミュニティが提供する様々な資源が必要となる。しかし、宗教＝地域

20) 築山・前掲注 (5) 143 頁。

21) いわゆる強制テストの詳細については、門田・前掲注 (19) 289-291 頁。

22) 「未熟で、感受性の強い精神には、より保護の必要性がある」として、公立学校という場所の性質を勘案し、生徒を「囚われの聴衆」とする見方（大林文敏「公立学校と十戒—The Story of Stone v. Graham, 449 U.S. 39 (1980)」大沢ほか・前掲注 (5) 99 頁）は、学校という場の性格を考慮する見方だといえる。

イニシアティブは、政府が定めた対人援助に関する目標を、宗教組織を使って達成させるという発想のもと、宗教組織のみに着目していたことが指摘される²³⁾。宗教組織と宗教コミュニティの両方を視野に収める見方は、宗教コミュニティと地域コミュニティを重ねることで、宗教が形成する場を、より実践的に捉えることにつながる。例えば、ある地域で、対人援助を提供する事業者を選択する場合、形式的には、私的で自由な選択に見えたとしても、宗教コミュニティが地域コミュニティと一体となることによって、当該地域で援助を受ける個人の人々の選択に影響を及ぼす可能性もある。

5. 小括

本章で検討した、政策及び判例の流れをふまえると、Charitable Choice 条項のような、宗教組織を活用して、対人援助を行う立法はどのように評価されるのだろうか。Charitable Choice 条項は、文言上は、宗教組織が、社会サービスを提供することができることを規定しているだけで、宗教組織を優遇しているわけではないため、問題になるとすれば適用違憲の有無ということになる。そのため、補助金の仕組みや、活動の態様によって、同条項に基づく事業の合憲性が決まることになる²⁴⁾。Charitable Choice 条項では、宗教組織からサービスを受けたものの、被援助者が、宗教上の理由で、サービスを受けたくない（異議がある）場合、州政府は、代替サービスを提供しなければならないこととなっていた。これは、宗教の自由に基づき、被援助者の選択を保障する仕組みだといえる。他方で、前述したように、修正1条をめぐる議論では、利用者の私的な選択を媒介することが、国家と宗教組織の関係が、違憲となることを回避する理由の一つとなっていた。このように、被援助者の選択の保障は、国家による関与のあり方と、個人の宗教の自由を接続して思考するための重要な要素だといえる²⁵⁾。

他方で、いったん宗教組織による対人援助を受けることを選択し、援助が始まると、そこから先は、援助者たる宗教組織に委ねられ、法的な介入が困難になる

23) Schneider, *supra* note 13, at 98-99.

24) Edward Queen, *History, Hysteria, and Hype: Government Contracting with Faith-Based Social Service Agencies*, 19, 20, 26, 27 (2016) (POOLE et. al, *supra* note 6).

可能性がある。だが、宗教の自由との関係で、例えば強制の有無が問題となるように、福祉分野においても、宗教組織による援助の具体的な手法や過程は重要である。特に、物質的な援助だけでなく、精神的な面での援助を伴う場合、被援助者の内面にどのように介入するかは、被援助者の宗教の自由と無関係とはいえない。そこでは、単にある宗教組織を、援助者として選択したことをもって被援助者の自由が保障されたとみなすのではなく、宗教組織が実施する対人援助において、具体的にどのような「場」が形成されているのか、そして、政府と宗教組織の関係でなく、援助者と被援助者の関係において、宗教的な考え方がどのような影響を及ぼしているのかをみていく必要がある。

II 宗教組織による対人援助の実践

本章では、宗教組織による対人援助の実践について、国家との関係だけでなく、被援助者との関係に視点を置いて、その意義を検討する。国家が、宗教組織に対人援助の提供を委ねるとき、宗教組織には、どのような役割が期待されているのだろうか。場所や人員の提供も重要である一方、宗教組織の強みとして、被援助者の精神的な側面を支援できる点が挙げられる。例えば、貧困者の就労支援を行う場合、各宗教組織の信徒に課せられた、様々な日常生活上の規範や倫理観が活用される可能性もある。すなわち宗教組織による対人援助は、被援助者の精神や、意識、習慣に影響を及ぼし得る点に特徴がある。他方で、被援助者の内面に影響を及ぼすことで、宗教の自由を含む、被援助者の精神的自由を侵害する可能性がある。

この宗教組織による対人援助がもつ二面性から、どのような法的問題が生じるのかを考察するため、ケースワークにおける援助者と被援助者の関係の中で、宗教やスピリチュアリティがどのような役割を果たすのかという点に関わる議論を

25) ヌ斯巴ウムは、判例法理において、個人選択の原理が、中立性の原理を補足するものとして位置づけられていることを確認したうえで、「もし政府が（中立的な基準によって選別された）個人に対して便益を提供し、本人の意志でその便益を宗教団体の内で使用することを認めるならば、このことは、各人の良心に平等な尊重を示す非常に魅力的な方法」だと評価している。マーサ・ヌ斯巴ウム（河野哲也監訳）『良心の自由 アメリカの宗教的平等の伝統』（慶應義塾大学出版会、2011年）450頁。

参照する。援助者と被援助者の一対一の関係に着目することで、援助の中で、被援助者の内面に関与することに、どのような意味があるのかを確認する。修正1条をめぐる法理は、あくまで組織としての宗教と国家の関係を問うものであり、対人援助における宗教の位置づけを整理するには、それだけでは不十分である。また、被援助者が具体的に置かれた場に着目することが重要であるため、宗教組織と、宗教組織が影響力をもつコミュニティの関係を、被援助者に着目して整理する。

1. 宗教組織による対人援助の実践と評価

宗教組織が、政府と協働し、対人援助等を提供する形態は、おおよそ次のように類型化される。第1に、特定のサービスを提供するために、国家と宗教組織が契約する、第2に、バウチャーのように、宗教組織を含む特定のサービス提供者を選択した場合、費用が補助される、第3に、宗教組織を通じて、福祉に関する情報や、ボランティア等の募集に関する情報を拡散する、第4に、政府のタスクフォース等に、宗教組織の代表者を加える。例えば、バウチャーの場合、政府の規制に服することが、バウチャーを通じて補助を受ける条件となるように、宗教組織と政府の関係により、活動に対する制約が異なる²⁶⁾。

他方で、宗教組織による対人援助は、政府との契約形態によってのみ特徴づけられるわけではない。宗教組織が担う代表的な福祉サービスの一つが、教育や保育である。例えば宗教組織が保育を担う強みとして、場所や設備を提供できる、立地が良い、税制上の優遇を受けられるといった点が挙げられる。同時に、スタッフの質の低さ等、他の非営利組織と比較して、提供するサービスの質が低いことも指摘される²⁷⁾。また、宗教組織による対人援助は、食料の提供等短期で実施できるものが多く、保育や放課後デイケアのように、長期かつ大規模で、高い質を維持する必要があるサービスを担う能力や専門性があるのか、疑問が投げかけられている²⁸⁾。もちろん、宗教組織が対人援助の担い手になり得るかは、提供す

26) 以上の整理は Schneider, *supra* note 13, at 95-96. による。

27) Mary M. Bogle, *A Survey of Congregation-Based Child Care in the United States in SACRED PLACES CIVIC PURPOSES SHOULD GOVERNMENT HELP FAITH-BASED CHARITY?*, 218, 222 (E. J. DIONNIE & MING HSU CHEN ed., 2001).

るサービスの内容や、個別の組織の規模や能力によるが、宗教組織が、各福祉の領域（例えば、児童福祉、障害者福祉等）を専門とする非営利組織や営利企業と比較して、専門性において劣る場合があることはふまえておく必要がある。加えて、宗教組織の専門性の低さを、政府との契約やバウチャーに伴う規制により補うことができるのか、またそうすべきなのかという点については、別に議論が必要であろう。

そのような課題がある一方、宗教組織や宗教コミュニティは、人を対象とした援助を、長期間にわたって行うことができるという面も持っている。例えば、司法省が、服役後の社会復帰や、若者による暴力的活動を防止するために、宗教組織を活用していることが挙げられる。それらの活動において、宗教コミュニティがもつ強みとして、場所や人員を提供できることのほか、コミュニケーション力、仲立ちする能力、危機に際しての粘り強さ、暴力がもたらす痛みや市街地に関する知識等が挙げられる²⁹⁾。これら多様な宗教コミュニティの能力は、様々な脆弱性を抱えた被援助者と、長期的に信頼関係を構築していくための力と言い換えることもできる。例えば、警察とともに、犯罪現場に同行し、暴力にさらされ見捨てられたという思いを抱える人々を援助し、場合によっては、将来的な暴力の抑止を目指す活動³⁰⁾は、被援助者と精神的な紐帯を作り出し、最終的には地域全体の利益につながるものといえるだろう。加えて、宗教組織と地域開発が結びつくことで、異なる人種や階層を架橋することにもつながり得る³¹⁾。このような被援助者との精神的なつながりを含めて、宗教組織や宗教コミュニティが生み出す被援助者との関係が、どのようなメカニズムで生じるのかを考えるためには、援助者（宗教的リーダーや信徒）と被援助者の一対一の関係をみる必要がある。

28) Fred Davie, Suzanne Le Menestrel, & Richard Murphy, *Promises and Perils: Faith-Based Involvement in After-School Program*, 242-243 (DIONNIE et. al, *supra* note 27). 同様の指摘として、木下・前掲注 (11) 58-59頁。

29) U.S. Department of Justice, *Faith and Communities in Action A Resource Guide for Increasing Partnership Opportunities to Prevent Crime and Violence*, 3,5 (2013).

30) U.S. Department of Justice, *supra* note 29, at 7.

31) Avis C. Vidal, *Many Are Called, but Few Are Chosen: Faith-Based Organization and Community Development*, 135 (DIONNIE et. al, *supra* note 27).

2. ソーシャルワークにおける宗教とスピリチュアリティ

宗教組織による福祉や教育の提供が、修正1条に抵触するかについては、制度の目的や仕組み、優遇の有無、強制の有無といった点が判断基準として示される一方、福祉や教育を享受する人びと（被援助者）の内面が、具体的にどのようなように変容し、それが信仰とどのように関わるのか、という点については、検討の余地が残されている。修正1条をめぐる議論においては、国家と宗教組織の関わりが中心的な問題となる。これに対し、国家、宗教組織、被援助者の三者のうち、宗教組織と被援助者の関係を検討することで、実際に提供される援助が、個人の精神や信仰にどのような影響を及ぼすかを理解することができる。このいわばミクロの関係を整理することで、国家と宗教組織をめぐるマクロの補助や規制を再考する契機にもなる³²⁾。

援助者と被援助者の関係を考察するためには、組織化された「宗教」だけでなく、個々人の人格と結びついた「スピリチュアリティ」に着目する必要がある。スピリチュアリティは、信仰だけでなく、性格や価値観など、個々人の精神世界全体を指す概念である³³⁾。スピリチュアリティに着目することで、信仰を、内心や人格の一部として捉え、宗派に代表される、抽象化、形式化された宗教を、より具体的、実践的に捉えることができる。

本稿は、対人援助と宗教の関係を検討対象としているが、対人援助の手法を科学的に確立したのが、ソーシャルワークに関する諸理論である。ソーシャルワークにおける宗教・スピリチュアリティの扱い方については、様々な議論がある。

32) 宗教・スピリチュアリティとケースワークの関係が、ミクロレベルでどのように導入されるかを理解することと、宗教を基盤とする政策への影響のような、マクロレベルの分野にどのような影響を与えるかを理解することは、ケースワーカーにとっていずれも同じように重要だと指摘される。Kristin Larsen, *Comparing the Clinical Approaches of Christian Social Workers and Secular Social Workers*, Dissertations.1477, 5 (2015). https://ecommons.luc.edu/luc_diss/1477.

33) スピリチュアリティは生物的・精神的・霊的な側面を全て含む、人間の生活と発達の全体像であり、人が意味を求めることや、自己自身、他者、宇宙等と道徳的に満たされた関係を求めることと結びつく。そしてスピリチュアリティと宗教を対比すると「宗教は一般に、正規の組織、コミュニティ、教義、儀礼と関連付けられる。スピリチュアリティは一般に、意味や真実を探求すること、超越や聖なるものとの出会い、つながりと関連づけられる」もので、「スピリチュアリティは宗教的形式とともに非宗教的形式でも表現できる」。カンダほか前掲注(2) 98, 104頁。

前述のように、植民地時代から、貧困者等に対する支援において、教会や、宗教的基盤をもつ慈善団体が、大きな役割を果たしてきた。しかし 20 世紀に入ると、行動神経科学等に基づく科学的なソーシャルワーク理論が中心となり³⁴⁾、信仰や神学を基盤とするソーシャルワークは存在感を失っていく。しかし、1980 年代に、福祉分野で、宗教組織を活用する流れと併せて、理論的にも、ソーシャルワークにおける宗教やスピリチュアリティの重要性が再認識されるようになっていく³⁵⁾。ソーシャルワークに、宗教・スピリチュアリティを積極的に導入することには、肯定的な見方と否定的な見方がある。肯定的な側面として、精神的な健康を維持し、不安や鬱を和らげる効果が期待できること、宗教的信念に基づき、どのような行為をすべきか指針を与えてくれること、被援助者の助けとなるネットワークを思い起こさせ、実際に被援助者を支援する様々な資源に接続するきっかけとなることが挙げられる。これに対して、否定的な側面として、死後の世界を含めて罰を想起させること、信仰や標準的な生き方からの逸脱に対して厳しいこと、特に組織化された宗教では、異論を許さず、包摂や受容する態度を欠くことが挙げられる³⁶⁾。つまり、被援助者の精神面に働きかけることで、精神的な安定、生活習慣や行動の改善が可能であり、また宗教やスピリチュアリティを通じて、多様なコミュニティへの包摂が期待される反面、特に組織化された宗教においては、当該コミュニティからの逸脱が、ペナルティや排除の原因となり、精神的な不安につながる可能性もある。そうであるとするならば、被援助者の精神面に働きかけることの効果が認められる一方、そこで導入された宗教やスピリチュアリティの背景に、具体的な組織やコミュニティが存在する時、制約や排除の問題が生じるといえる。

援助者と被援助者が、各々異なる宗教・スピリチュアリティをもつ場合、被援助者の宗教を否定しないこと等が求められ、これはソーシャルワーカーの倫理綱

34) アメリカにおけるソーシャルワークの専門職化について、ウォルター I. トラットナー (古川孝順訳) 『アメリカ社会福祉の歴史 救貧法から福祉国家へ』(川島書店、1978 年) 191 頁以下。

35) Larsen, *supra* note 32, at 13–20.

36) David M. Allick, *Attitudes toward Religion and Spirituality in Social Work Practice*, Master of Social Work Clinical Research Papers 11, 15, 16, 29, 32, 33, 35, 38 (2012). https://sophia.stkate.edu/msw_papers/137

領 (the NASW Code of Ethics) からも要請される³⁷⁾。援助者と被援助者の一対一の関係においては、いずれも宗教・スピリチュアリティを含む一個の人格であるが故に、互いの内面に働きかけることが可能であると同時に、援助者と被援助者の間の非対称性を考慮すると、個々のソーシャルワーカーの倫理に依存するだけでなく、その基準となる専門家集団の倫理基準の遵守が要請されるのである³⁸⁾。しかし実際には、宗教組織による対人援助では、被援助者への生活上の規範や倫理の強制が問題となる。

3. 福祉の倫理と宗教の倫理

Charitable Choice 条項が導入された 1996 年福祉改革は、州に対して、貧困世帯への一層の就労支援を求めるもので、TANF の給付要件の厳格化と併せて、貧困世帯の就労自立を強調するものであった³⁹⁾。既に述べたように、宗教＝地域イニシアティブ等で、対人援助を宗教組織に委ねる背景には、宗教組織が、被援助者と長期的な信頼関係を構築する能力をもっているという認識があり、これは、就労自立を推し進める、ワークフェアと相性が良いともいえる。他方で、各宗派の教義に基づき、被援助者の生活習慣に強く介入することが懸念されてもいた。

例えば、貧困を、経済的な問題ではなく、スピリチュアルな問題だとしたうえで、宗教コミュニティにおいて、人生の転機となる体験をしない限り、貧困は解決しないという考え方⁴⁰⁾は、宗教組織が対人援助を行う際の一つの典型的な思考法だといえる。これは、貧困を、被援助者個人の問題と捉え、かつ、内面的な問題とみなす点に特徴がある。そして、貧困を、個人の問題と捉える見方は、1996 年福祉改革に代表される、アメリカの貧困政策に通底する考え方でもある。

37) Larsen, *supra* note 32, at 21.

38) 例えば、宗教や信仰の重要性をアセスメントする 9 つのフレームワークの一つに、「実践者は、自分自身の宗教的な信仰やスピリチュアルな信仰、および他者の宗教的な信仰やスピリチュアルな信仰に対する彼らの反応について自己覚知し、内省的である必要がある」という原則がある。シーラ・ファーネス＝フィリップ・ギリガン (陳麗婷監訳 井上牧子＝山中裕剛＝星野晴彦訳) 『ソーシャルワーク実践のためのカルチュラルコンピテンス 宗教・信仰の違いを乗り越える』(明石書店、2020 年) 74 頁。

39) 根岸・前掲注 (11) 152-158 頁。

40) ROBERT WUTHNOW, SAVING AMERICA? FAITH-BASED SERVICES AND THE FUTURE OF CIVIL SOCIETY Chapter 3, para 7 (2004).

Iで述べたように、アメリカの宗教は、貧困等の社会問題を改善することに積極的に取り組むべきか、信仰の深化に注力すべきかという点をめぐって、分裂と統合を繰り返してきた。宗教組織が、対人援助を積極的に行う場合、補助や規制をめぐって、国家との関係において緊張を孕むだけでなく、アメリカの福祉政策が強調してきた、貧困をはじめとする人生の困難を、個人の責任に帰する考え方が、宗教組織が対人援助において被援助者個人に着目することと合致し、政策的に利用され得ることにも注意する必要があるだろう⁴¹⁾。

4. 小括

国家と宗教組織の関係が、修正1条をめぐる判例法理によって、法的に規律されるのに対し、援助者と被援助者の関係に、宗教・スピリチュアリティに基づく抑圧が生じたとしても、具体的な関与の手法が不法行為等に該当するものでない限り、それ自体法的な紛争を生じさせるわけではなく、専門家として適切でない援助という評価を受けるにとどまる。また、宗教組織と被援助者の関係についても、国家による補助を受けず、純粋に私的な活動として、精神的な援助や布教が行われることを規制する法的根拠はなく、むしろ国家による規制が謙抑的であるべき領域とみなされている。もちろん、学校のような場で、集団的に宗教活動の強制が行われる場合には、宗教の自由との関係で問題になることはあるだろう。だが、多様性の大きな福祉分野での対人援助において行われる各援助行為について、個別に、被援助者の宗教の自由の侵害があったかどうかを問うことは、困難だといえる。これに対し、Charitable Choice 条項のように、被援助者が、援助を提供する団体を選択することを保障し、援助者たる宗教組織との間に葛藤が生じた場合に、離脱を認め、代替サービスを提供することで十分だともいえる。しかし、これらの法理は、宗教組織による対人援助の中で、国家による関与を制約する機能を期待できる一方で、宗教組織を活用する対人援助が、具体的にどのような行われるべきか、という立法政策について、十分な知見を与えてくれるわけではない。そのため、立法政策の基盤となる論点を析出するために、さらに検討

41) 1996年福祉改革と宗教は、労働倫理や精神性の強調により結びつくこと、貧困者等が抱える諸課題に対して、精神的支援が効果的だと考えられてきたことが指摘される。木下・前掲注(11)49-51,80頁。

を行う。

Ⅲ 宗教組織による対人援助をめぐる法的論点

ここまでみてきたように、連邦政府や州の、宗教組織に対する補助や規制のあり方については、制度と修正1条の関係を議論することは可能であっても、実際に提供される援助のあり方については、むしろ宗教組織の自律的な運営を尊重すべきとされていた。同時に、宗教組織には、精神面への影響力を行使することで、被援助者の倫理や道徳を変化させることが期待されていた。

他方で、宗教・スピリチュアリティを取り入れたソーシャルワークでは、援助者の宗教・スピリチュアリティと、被援助者のそれが、どのように一致（相反）するかということが、専門職の倫理という枠組みで議論され、一部はケースワークの方法論として確立された。だが、具体的なケースワークの中で、宗教組織に属する援助者が、被援助者の内面に強い影響を与えたとしても、暴力や不法行為に当たるような行為でない限り、法的な問題は生じない。また、修正1条をめぐる議論は、宗教活動を抑制する方向での議論が中心であり、宗教・スピリチュアリティを活用する方向で議論する基盤としては、不十分である。

宗教組織がもつ特徴、すなわち被援助者の内面に影響を与えるという性質を生かし、宗教組織による対人援助のあり方を積極的に構築していくためには、従来の議論をふまえつつ、事実上実施されてきた被援助者の内面への支援に、どのような法的な論点があるのかを明らかにする必要がある。そのうえで、そこに法的課題が含まれているのであれば、解釈上あるいは立法上の解決が要請される。

1. 「良心」への着目

国家と宗教組織の関係を規律するための議論をふまえたうえで、援助活動の中で、援助者が、宗教やスピリチュアリティといった領域において、被援助者の内面に影響を与えるプロセスを、法的な評価の俎上に載せるため、「良心」に着目する考え方を、補助線として導入する。

マーサ・ヌスパウムは「自由、すなわち、自由な宗教活動とは、宗教的信念と（公共の秩序と他者の権利が必要とする制限の範囲内の）宗教的行動に関して、

自分自身の良心に従うことができるということの意味する」と述べる。そして、「良心」について、「伝統における宗教的自由と平等へと向かう論証は、人生の究極の意味を探求するための人間の能力に対する特別な尊重から始まる」こと、「この能力はすべての人に備わっていて、そのために人々は平等となる、と考えられていた」ことを指摘する。また、この能力への尊重は無限かつ平等に与えられなければならない、同時に害されやすいものであるため、「良心にはそれを取り巻く保護された場が必要であり」、そこで人生の意味の探求が可能でなければならないと伝統的に考えられており、「政府はこの保護された場を保障すべき」だと述べる⁴²⁾。筆者の理解では、宗教の自由を、平等の問題として論じるというヌスバウムの構想⁴³⁾のカギとなるのが、良心という概念である。すなわち、宗教の自由というレベルでは、宗派の違い等により、平等な保護への基盤が失われやすいのに対し、ヌスバウムは誰もがもつ人格のレベル（良心）を基盤とし、宗教の自由もそこに包含することで、宗教の自由の、平等な保護の基盤の再構築を試みている⁴⁴⁾。

宗教における自由と平等の関係を本格的に論じることは、本稿の検討の範囲を超える。しかし、ヌスバウムの議論は、次のような示唆を与えてくれる。ヌスバウムは、良心として表現される個々の人格を結節点として、国家と組織としての宗教をめぐる判例法理を、個人の宗教の自由と結びなおしたと理解できる。もちろん、国教樹立禁止や、宗教組織に対する補助や規制のあり方は、元来個人の宗教の自由の保護と密接に結びついている。しかし、修正1条をめぐる議論では、補助や規制のあり方そのものが焦点となることが多いことを考えると、個人の宗教の自由の根底に、宗教をもたない者も含めた、共通の基盤たる良心を置いたこ

42) ヌスバウム・前掲注 (25) 28-30 頁。ヌスバウムは、宗教が、他の信条と比較し、なぜ保護に値するのかを論じる際、ロジャー・ウィリアムズの議論を参照し、人生の究極的意思を探求するための「能力」には内在的価値があり、そのような能力への尊重について、人々は合意できるとする。そのうえで、「人生の究極的意思を探求するというかたちを取るならばどんな活動にとっても必要となるような空間は、その活動が他人の権利を侵害したり、何らかのやむにやまれぬ国家利益と衝突したりする場合を除いて、尊重されるべきである」と述べる（同 259 頁）。

43) ヌスバウム・前掲注 (25) 32-34 頁。

44) このような理解の手がかりとなる部分として、例えば、ロックやストア派について論じた箇所が挙げられる。ヌスバウム・前掲注 (25) 103,104,123 頁。

とは重要である。なぜなら個々の人格が良心として表現されることで、宗教・スピリチュアリティを組み込んだソーシャルワークの方法論と重ねて論ずることが可能となるからである。互いに異なる宗教・スピリチュアリティをもつ援助者と被援助者の関係において、被援助者の宗教・スピリチュアリティに配慮することは、スピリチュアリティが、被援助者の人格を中心とする環世界の表現であるためだと考えられる。そのように考えると、一对一の援助における宗教・スピリチュアリティの尊重とは、良心の尊重とその中核において共通するといえる。そうであるならば、国家による関与のない宗教組織による対人援助においても、被援助者の宗教・スピリチュアリティは、良心の保護の名の下に、憲法上の保護の対象となると考えることもできる。そして、ソーシャルワーカーの倫理として確立した、被援助者の宗教・スピリチュアリティへの配慮も、良心という概念を介して、広く憲法上の信教の自由を保護する方法の一つと考えることもできるだろう。

2. 宗教コミュニティと地域

対人援助において、被援助者の宗教・スピリチュアリティに配慮することで、被援助者の人格及び人格を中心に構成される世界観を守ることができる。ただし、これは宗教組織による対人援助が、被援助者の人格や世界観を侵害しないようにする歯止めであり、宗教組織の対人援助を積極的に評価し、その在り方を検討するには十分ではない。宗教組織による対人援助と、被援助者の人格や世界観を調和させつつ、生活上の様々な支援を行う基盤となるのが地域である。

宗教性が高い人々は、宗教組織以外でのボランティアに参加する率も高く、地域コミュニティへの所属、そこでの問題解決への貢献等に積極的だとされる。そして、その要因として、信仰の篤さ以上に、教会等の集まりで地域コミュニティに包摂されることが挙げられる。すなわち「アメリカにおいて社会的ネットワークに根ざした宗教性は、隣人性と市民参加を促す上で強力な効果を持っている」ことがわかる⁴⁵⁾。また、宗教コミュニティに属する人びとが、小集団を形成し、犯罪や暴力に巻き込まれた人々も含めて、互いに赦し (forgiveness) を与える関係⁴⁶⁾は、宗教コミュニティが、地理的に近い関係の中で形成され、教会等の空

45) パットナムほか・前掲注 (4) 442, 451, 452, 468, 473 頁。

46) WUTHNOW, *supra* note 40, at Chapter 3, para 21-22.

間で発展し、精神的なコミュニティに接続されていく一例である。

貧困等の困難を抱える人々にとって、生活圏としての地域コミュニティと、自らの宗教・スピリチュアリティを支える精神的なコミュニティが重なり合っていることは、物質的な援助と精神的な援助が、同時に行われるという点で、重要である。これは、宗教組織が、立地や建物、人員において援助に必要な資源をもち、地域で支配的な立場にあることとは異なる。また、宗教・スピリチュアリティに基づく精神的なコミュニティにおいては、援助する側と援助される側が、小集団の中で、固定化された関係ではなく、入れ替え可能な立場に置かれる。政策的な宗教組織の活用においては、多くの場合、宗教組織が援助する側に位置づけられ、行政が行うべき対人援助の実施を委ねられていた。しかし、行政による対人援助は、援助する側と援助される側という各々の立場が固定されてこそ、成立するものである。そのため、相互に入れ替え可能な立場に置かれる宗教コミュニティのあり方とは、齟齬をきたす可能性もある。宗教組織が、その教義に基づく生活習慣の改善を被援助者に求め、行政もまたそのような倫理的介入を期待するような対人援助のあり方は、宗教組織がもつ、組織としての圧力を強調し、コミュニティとしての機能を軽視するものだと見える。

他方で、集団が形成されると、排除が生じる可能性はある⁴⁷⁾。また、宗教組織内部の集団形成について、法が介入することは困難だといえる。そうであるならば、被援助者の生活圏と精神的コミュニティのうち、国家は、生活圏としての地域の構築を促す立法政策を担い、生活圏と精神的コミュニティの両方を、宗教的コミュニティに担わせることに抑制的であるべきだと考えることもできる。そうすることで、被援助者の精神的コミュニティからの退出可能性を確保しながら、対人援助を行うことが可能となる。

47) 下位集団が地域社会の構成人口を十分に代表しておらず、資源配分をコミュニティの構成員に平等に配分することを好まないという状況が生じる可能性があり、その例として、カトリック及びユダヤ教関連のサービス提供者の下で、黒人プロテスタントが住宅に入居できなかったことが挙げられる。堀内・前掲注 (15) 191頁。

おわりに—宗教組織による対人援助と法

アメリカにおいて、宗教組織による対人援助をめぐる法的論点を考える時、その基盤となるのは、修正1条をめぐる議論である。しかし、修正1条は、国家による宗教への関与のあり方を問うものであり、宗教組織による対人援助のあり方そのものは、直接的な議論の対象ではなく、必要に応じて部分的に検討されるにとどまっていた。また、連邦政府や州政府が提供すべき対人援助を宗教組織に委ねる場合、宗教組織の自律的運営を尊重するという観点から、援助の具体的なあり方は、宗教組織に委ねられていた。宗教組織の教育、福祉に関わる活動に対する補助や規制は、どの程度許容されるかということは、多く議論されてきたが、それらは、宗教組織の活動に制約を課す方向での議論であったといえる。

本稿では、これら従来判例法理に基づく考え方や立法政策をふまえたうえで、宗教組織が、対人援助を担うことの意味について、貧困者への支援等福祉的な対人援助を想定し、検討してきた。本稿では、まず個別のソーシャルワークに基づく援助関係における、被援助者への宗教・スピリチュアリティへの配慮が、被援助者の人格や世界観への配慮という観点から、憲法上の議論と接続し得ることを示した。また、生活圏としての地域コミュニティと、被援助者の世界観を支える宗教コミュニティの重なり合いに着目することで、対人援助において、宗教組織を活用する立法政策の一つの方向性を示した。

本稿での議論は、宗教組織による対人援助に関する法的論点について、従来の議論をふまえたうえで、宗教組織が担うことの意味を積極的に評価するための、法的議論の端緒を示したにすぎない。宗教組織を活用した、私的慈善としての対人援助のあり方を具体的にどう構想するかについては、今後の課題としたい。

* 本研究は、東京経済大学個人研究助成費（研究番号 20-18）の成果の一部である。